

医第5464号
令和8年2月13日

医科診療所の長
歯科診療所の長
保険薬局の長

} 殿

山梨県福祉保健部医務課長
(公 印 省 略)

診療所等物価高騰対策支援事業について（通知）

平素より、本県の保健福祉行政に格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、昨年12月、国の総合経済対策に関連する補正予算が成立し、県においても、この補正予算に呼応し、診療所等における従事者の処遇改善や、物価上昇の影響に対して支援するため、令和7年度12月補正において、診療所等の賃上げ・物価高騰対策支援事業を予算化したところです。

本事業については、現在申請受付に向けた準備作業を進めているところですが、類似の事業が複数あることから、診療所等において円滑な事務処理が図られるよう、現時点での申請スケジュール等を裏面のとおりお知らせいたします。

申請受付等に関する情報は、改めて各診療所等に直接通知いたしますが、別途県のホームページにも情報を掲載しますので、必要に応じて御確認ください。

なお、県より別途ご案内している「福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金」事業と、本事業は異なる事業ですので、申請や問い合わせ先等にご注意ください。

（制度概要）裏面をご確認ください（※令和8年2月9日時点）

【物価高騰対策支援事業】

1 支給対象者

次の①、②を満たす、医科診療所、歯科診療所、保険薬局

- ① 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
 - ② 令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。
- (※) ベースアップ等に関する要件はありません。

2 支給額

有床診療所 (※1)	許可病床数×13千円
医科無床診療所	1施設×170千円
歯科診療所	1施設×170千円
保険薬局 (※2)	1施設×85千円 (～5店舗)
	1施設×75千円 (6～19店舗)
	1施設×50千円 (20店舗～)

(※1) 許可病床数が13床以下の有床診療所は1施設×170千円を支給する。

(※2) 1法人あたりの薬局店舗数 (厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数に基づく) に応じて支給する。

3 留意事項

- ・上記については、現時点での国の実施要綱に基づいており、今後変更が生じる可能性があります。
- ・今後の詳細については、適宜、県ホームページにてお知らせします。
[本通知発出時点での今後の予定]
 - 申請に関する問い合わせ窓口：3月上旬に開設予定 (県ホームページにてご案内)
 - 申請の開始時期：令和8年4月 (予定)

【掲載ホームページアドレス】

<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07iryokaigosienpakkeji.html>

山梨県／「医療・介護等支援パッケージ」(医療分野)
における賃上げ・物価上昇に対する支援について

検索



本通知に関する問い合わせ先 (※施設区分ごとに異なります)

- ・医科/歯科診療所：055-223-1480 (医務課医療企画担当)
- ・保険薬局：055-223-1491 (衛生薬務課薬務担当)